

報道機関各位

平成24年11月20日  
 日本司法支援センター

## 被災地での法的サポートの拠点として

### 福島県に「法テラスふたば(仮称)」、岩手県に「法テラス気仙(仮称)」を設置

日本司法支援センター（法テラス）では、福島県双葉郡広野町と岩手県大船渡市に被災者支援のための出張所を平成25年3月に開所する予定としております。これら2つの出張所が開所することで、被災3県にて被災地出張所を7カ所設置されることとなります。

両県の弁護士会や司法書士会の協力のもと、出張所では弁護士または司法書士が、家族の問題（相続・離婚等）、借金、不動産問題等の各種法的紛争の対応にあたる予定です。

#### ■ 法テラスふたば(仮称)・法テラス気仙(仮称)で行うサービス

##### 1. 無料法律相談

東日本大震災に際し、災害救助法が適用された市町村（福島県及び岩手県は全域）に住居や営業所などがあった方は、どなたでも、無料で法律相談をすることができます。（ただし、刑事事件は対象外）

##### 2. 費用の立替え

無料法律相談後に弁護士または司法書士に依頼した場合、費用は法テラスが利息なしで立て替え、事件終了までは返済を猶予します。

東京電力（株）への請求書の作成や原子力損害賠償紛争解決センターへの申立てを依頼することもできます。

##### 3. 移動相談車を配備

相談設備を備えた移動相談車両を配備し、仮設住宅や各地区での相談会、高齢者等の外出が困難な方のため出張相談を行います。



※車内の様子

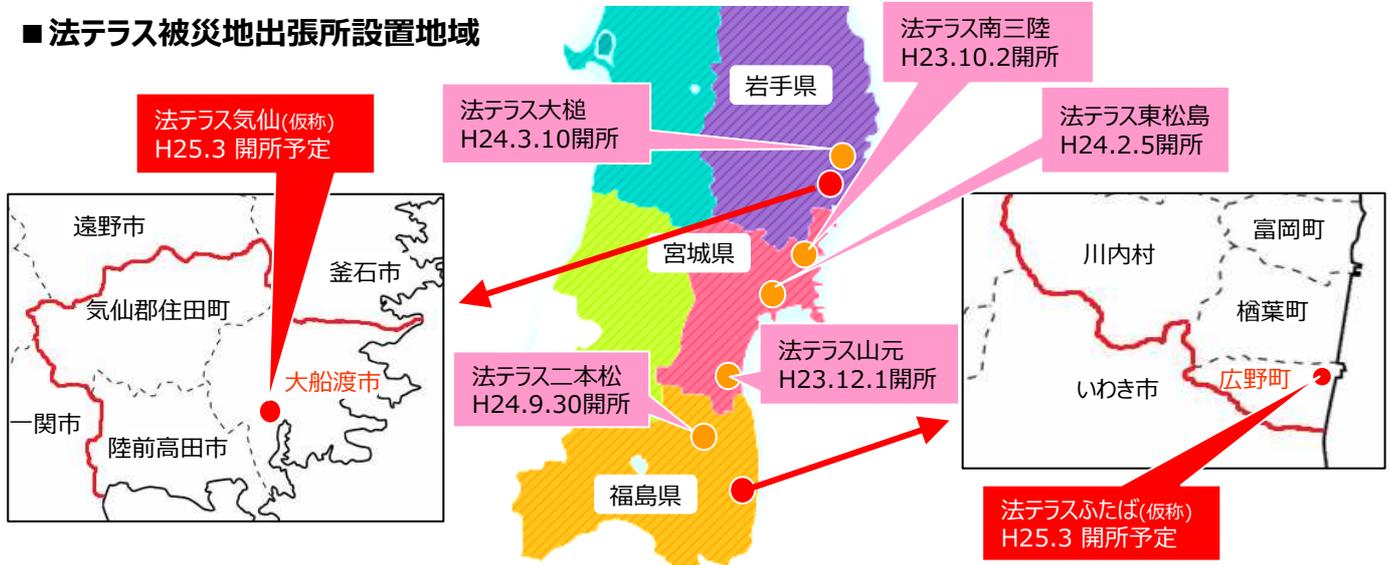
#### 【法テラスふたば(仮称)概要】

- 設置場所：福島県双葉郡広野町広洋台1丁目
- 開所時期：平成25年3月（予定）
- 業務内容：震災特例法及び総合法律支援法に基づく被災者支援業務、民事法律扶助業務、情報提供業務を行う。
- 名称について：広野町、川内村など双葉郡の地域の方、楡葉町など双葉郡からいわき市内等に避難している方等に幅広く利用していただくため「法テラスふたば」となる予定。

#### 【法テラス気仙(仮称)概要】

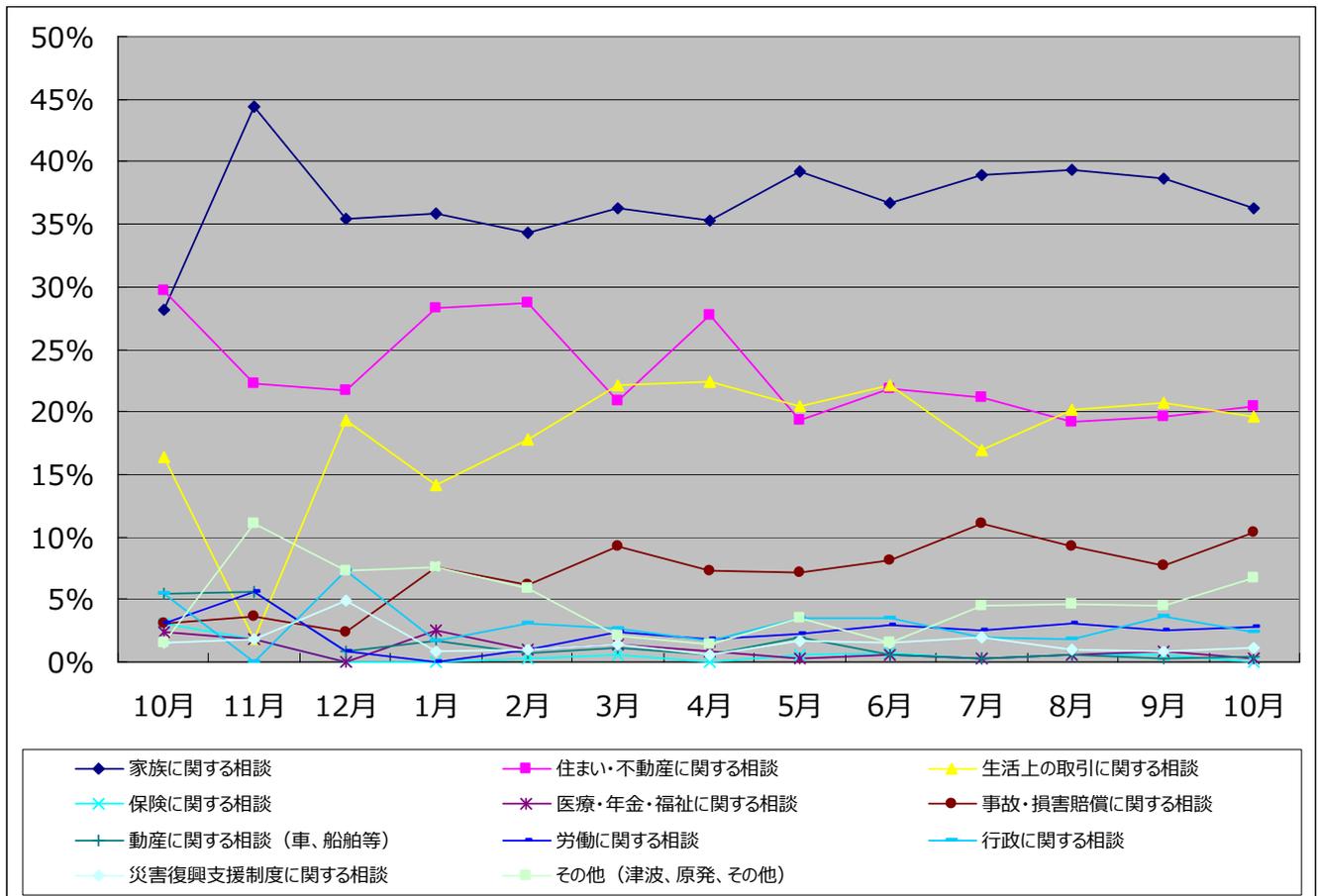
- 設置場所：岩手県大船渡市盛町字宇津野沢9番4及び5
- 開所時期：平成25年3月（予定）
- 業務内容：震災特例法及び総合法律支援法に基づく被災者支援業務、民事法律扶助業務、情報提供業務を行う。
- 名称について：被災地出張所を設置する大船渡市だけでなく、陸前高田市、住田町等の方に幅広く利用していただくため、この地域を指す「気仙」から、「法テラス気仙」となる予定。

#### ■ 法テラス被災地出張所設置地域



## ●被災地出張所 5 か所(南三陸・山元・東松島・大槌・二本松)の相談傾向

### 被災地出張所 5 か所 法律相談内容の割合推移



※それぞれの出張所の開所日(表面参照)から平成24年10月末まで

昨年10月からの被災地出張所5か所の法律相談件数は約3,900件(延べ件数)にものぼります。上記グラフを見ると、「家族」や「住まい・不動産」に関する相談が多くなっており、「事故・損害賠償」に関する相談が増加しているのが分かります。

法律相談で多く寄せられている「住まい・不動産」に関する相談では、二重ローンに加え、最近では、高台移転に伴い被災自治体で進みつつある土地の買い上げに関連したローンや抵当権等の相談が寄せられています。

また、平成24年9月30日に開所した法テラス二本松には、東京電力に対する賠償請求に関する相談も寄せられています。

### 法律相談事例

・津波で自宅を失ったが、住宅ローンの残債務があり、土地に抵当権が付いている。この度、自治体より被災土地を買い上げる話があったが、宅地に抵当権が設定されている場合は買い上げできないと言われた。どう対応したらいいか。

・震災で父が死亡し、父名義の土地だけが残っている。母はそれ以前に死亡、子どもが相談者含め数人いる。今後土地は町が買い上げることになるが、売却の契約や代金はどうしたらよいか。父の死亡後、遺産の分割に関する話は一切出していない。

・建設業を営んでいたが、被災したために設備がすべて流されてしまった。そのため、事業を継続するための設備を購入する資金が必要となり、従業員も残るとのことで、数千万円の借入を行って設備を整えた。しかし、その後、従業員が相次いで辞め、想定していたほどの売り上げを得られず、将来的に借入の支払いが難しくなりそうである。どうしたらよいか。

・農業を営んでいるが、出荷制限により、農作物を出荷することができなかった。減収した分の賠償請求を行いたいが、東電に拒否されている。どうしたらよいか。